

えびの宿舎フローリング改修

供 覧	
厚生科長	厚生班長

件 名	えびの宿舎フローリング改修				
図 面	表紙	作成年月日	令和6年4月16日		
縮 尺	—	図面番号	1 / 4		
業務隊長	管理科長	営繕班長	管 財	施設管理	作成者
えびの駐屯地業務隊					

仕 様 書

- 1 件 名：えびの宿舎フローリング改修
 2 場 所：宮崎県えびの市大字原田字片馬場3326 えびの宿舎
 3 概 要：えびの宿舎各部屋1室のフローリング化を実施する。
 4 一般事項

(1) 本件において図面及び特記仕様書に記載なき事項は、下記のとおりとする。

【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】

- ・公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)

(2) 本仕様書・図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は、請負者の負担において実施するものとする。

(3) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、または施設等を破壊した場合で、その原因が本件に係わると認められた場合、請負者が補償・賠償の責を負うものとする。

(4) 請負者は、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等が発生した場合は、請負者の責任において処置するものとする。また、現場においては常に整理整頓を行う。

(5) 本件に必要な電気及び水は請負者が準備するものとする。なお、官側の電気及び水を使用する場合は監督官の承認後使用すること。ただし、後日料金を徴収するものとする。

(6) 本件の写真はカラーとし、施工前、完成後、各工程毎及び材料搬入状況等を撮影し、写真帳(A4)に整理し1部監督官に提出するものとする。

(7) 本件に使用する材料については全て新品とし、監督官の検査を受け合格後使用するものとする。

(8) 本件で発生した発生材の金属類については、監督官が指定する陸上自衛隊えびの駐屯地内に搬入集積し、重量を測定の上発生材報告書・調書を作成し監督官に提出する。その他は、産業廃棄物として適切に処分し、産業廃棄物管理票(A・E票)を監督官へ提出するものとする。

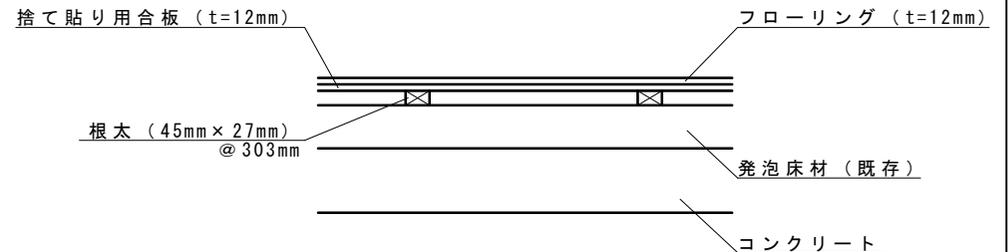
(9) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。

5 特記事項

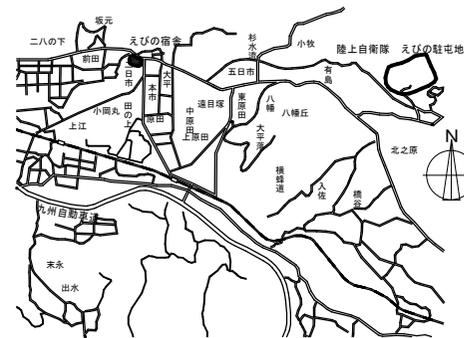
(1) 本工事は、捨て貼り工法で行うものとする。

(2) 施工場所・数量

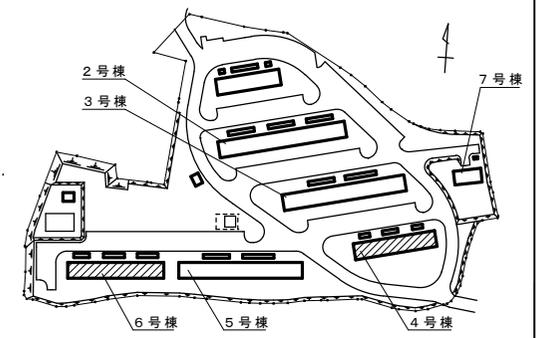
施工場所	規格	施工数量
4棟201号室	C規格	6畳
4棟304号室	C規格	6畳
4棟401号室	C規格	6畳
6棟204号室	B規格	6畳
6棟206号室	B規格	6畳
6棟306号室	B規格	6畳
6棟404号室	B規格	6畳
6棟406号室	B規格	6畳



施工図



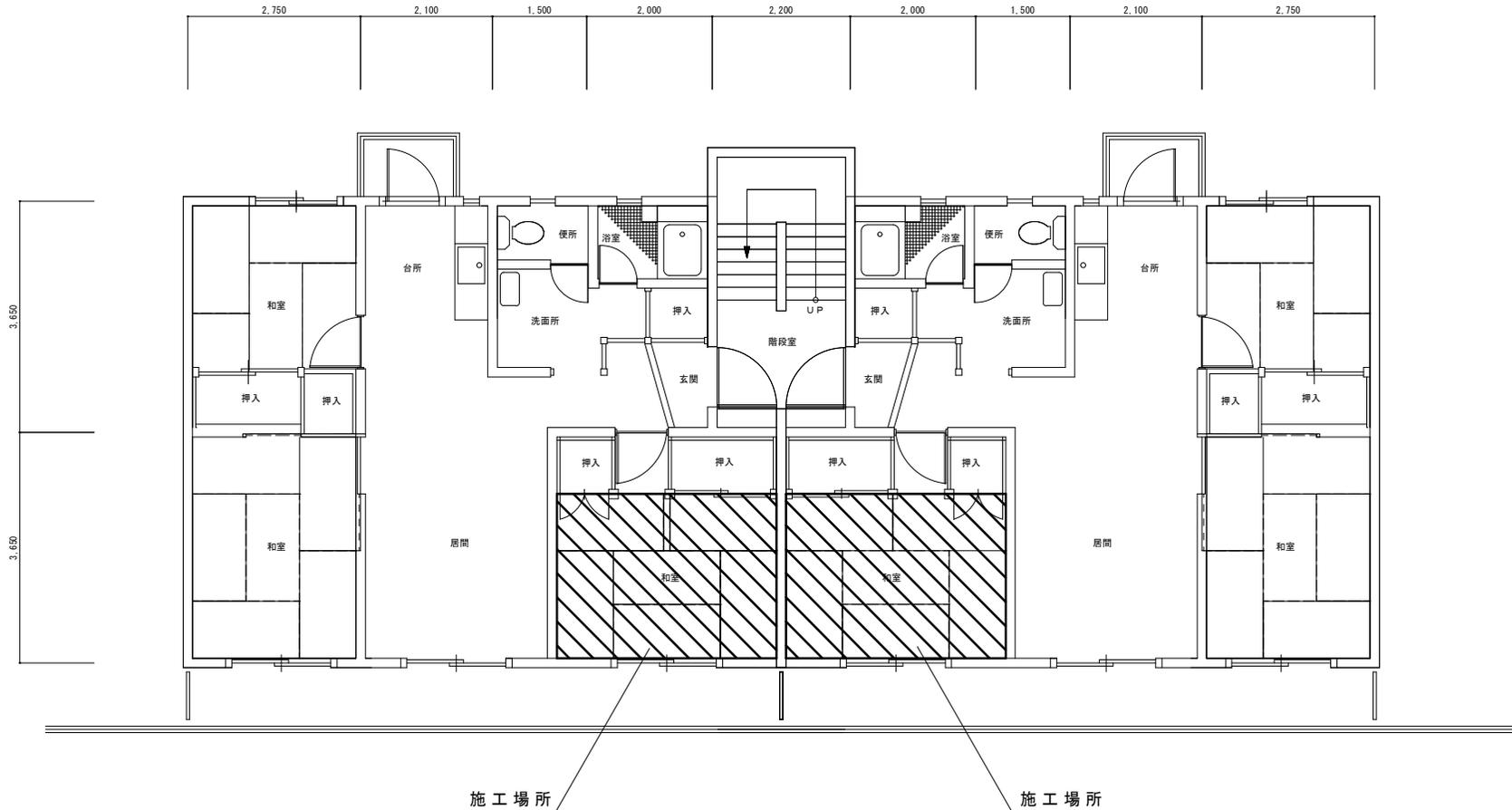
案内図 S=S/N



配置図(えびの宿舎) S=S/N

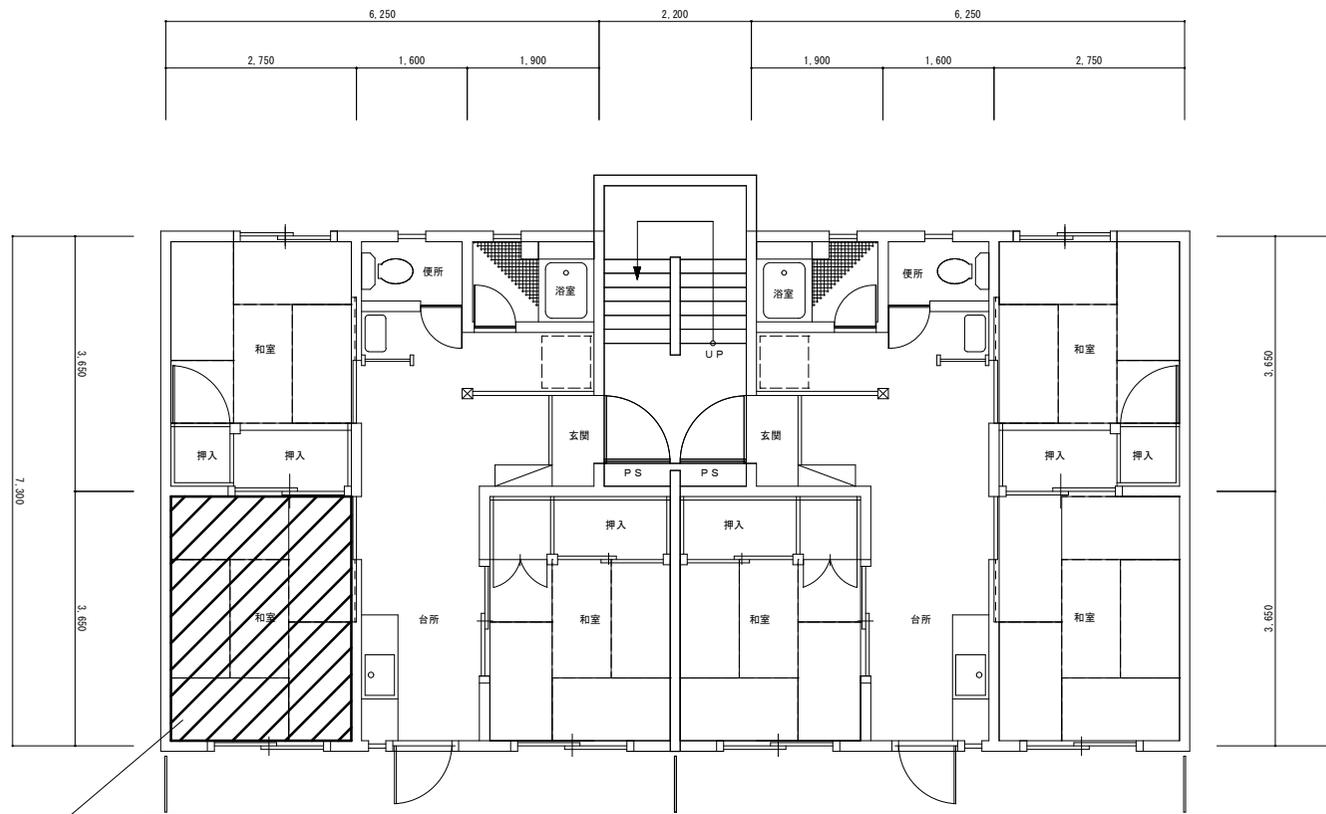
件名	えびの宿舎フローリング改修		
図面	仕様書・施工図・案内図・配置図	作成年月日	令和6年4月16日
縮尺	図示	図面番号	2/4

えびの駐屯地業務隊



4号棟施工図 S = S / N

件名	えびの宿舎フローリング改修		
図面	4号棟施工図	作成年月日	令和6年4月16日
縮尺	図示	図面番号	3 / 4
えびの駐屯地業務隊			



施工場所

6号棟施工図 S = S / N

件名	えびの宿舎フローリング改修		
図面	6号棟施工図	作成年月日	令和6年4月16日
縮尺	図示	図面番号	4 / 4
えびの駐屯地業務隊			